

平成19年度県の関与の問題事例アンケートに係る改善要望及び対応の要旨

※項目は、県の部局順に並べてあります。

No.	項目	問題点	改善要望	担当課	指摘に対する改善方策、対応等
1	青少年相談員に対する研修・活動依頼のあり方	青少年相談員の活性化を図るための研修・活動の参加依頼があるが、県関連の他団体からも重複した内容の参加要請が多々あり、県事務局において調整がされていない。また、その際の交通手段や人数の調整等の問題、活動には市職員同行の要請もあり、負担が拡大している。	青少年相談員関連研修の一本化と活動実施に関しては、各自治体の判断によるものとしてほしい。	女性青少年課	平成20年度から青少年相談員を対象とする県関係の行事について下記のとおり対応いたします。 ○総合事務所単位で実施してきた以下の研修会等を廃止。 ・青少年の社会的自立に関する研修会 ・青少年健全育成研究集会 ・地区青少年問題協議会連絡会 ・演劇による青少年と大人の交流事業（県南総合事務所のみ） ○青少年育成茨城県民会議で実施してきた以下の行事を廃止。 ・子どもにとってのメディアを考えるシンポジウム
3	市町村実務研修生制度の見直し	県は「実務研修生」制度により、市町村職員を研修生として受入れている。しかし、その実態としては県の担当課から市町村の担当課に事前に打診があることもある。実務研修生は、県職員と同等の業務を行っており、その実態は研修ではなく、定数の補充としての機能に置き換わっているのではないか。実務研修生の人件費は一部の手当を除き各市町村から支出されており、県は金銭的な負担なしで正職員雇用と同等の効果をj得ている。	今後も実務研修生制度を継続するのであれば、研修生の人件費全額を県に負担していただきたい。人件費全額を負担したとしても、県にとっても臨時的に雇用できるので、メリットは大きいと考えられる。	人事課	県と市町村との人事交流については、平成17年4月に制定した「市町村との人事交流方針」に基づき実施しているところです。実務研修生の受け入れは、市町村職員の資質の向上を図るため、市町村側から依頼があった場合に行うこととしています。このため、研修生の人件費については市町村にご負担いただくことになっております。 なお、当該制度は、県の定数の補充を目的としているものではなく、市町村職員の施策推進上の実務の習得やネットワークづくりに有効と考えておりますので、その趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。
4	市町村協調補助制度の見直し	近年、県が実施する事業については、市町村負担金あるいは、市町村との協調補助という形式を求められています。これは、県単独補助金の予	事業の目的、緊急性、全体像、事業内容の妥当性等について市町村と協議し、課題整理をした上で、市町村に負担金等を求めることが相当ではないか。	行革・分権室	県が実施する事業に対して市町村の負担を求める場合には、市町村と事前に十分に協議し、ご理解を頂いたうえで実施することが基本であります。 県財政が大変厳しい、危機的な状況にありますので、市町村に係る補助制度の設計にあたりましては、限られた財源を効果的に活用し、市町村が真に必要なとする施策を重点的かつ効果的に推進

		算確保が厳しい状況にあることなどが理由であるとの説明を受けていますが、県が実施する事業の趣旨は理解できても、事業内容についての調整が不足しているもの、緊急性や負担することの妥当性についての根拠が希薄なものについては、市町村が議論に加わっていない中で予算化することは困難です。			できるよう努めて参りますのでご理解をお願いいたします。
5	定員管理関連各種調査の見直し	毎年行われている定員管理調査は、各小部門ごとの増減まで記入しなければならないため全職員を分類しなければならない。また、財政部門への類似した調査もあるが分類の基準が異なることもあり大きな事務量が発生している。	定員管理調査については、国の調査であることもあり、より簡潔な方式を取り入れることを要望してほしい。また、ヒアリングについては定員管理の進捗状況に応じて実施の有無を決定してほしい。更には、定員管理に関する各種の調査は定員管理調査に準じる等、部署を隔てていても統一した基準で行ってほしい。	市町村課	地方財政状況調査において調査している職員数や給与の状況は、地方公務員給与実態調査で記載した数値を記入することとされており、財政部門の調査について分類の基準が異なるということはありません。 また、定員管理調査においては、職員数の類似団体比較等を正確に行えるように、各地方公共団体の部門別職員数を調査しているところであり、必要最小限の内容であると考えておりますが、調査方式の改善について提案がある場合は、調査に関する要望として国に伝えますので、具体的な提案をお願いします。 なお、当該調査の実施者である総務省に調査結果を報告するに当たって、各市町村の状況をより正確に把握するためにヒアリングを実施しているところですので、ご理解をお願い致します。

No.	項目	問題点	改善要望	担当課	指摘に対する改善方策、対応等
6	公共交通の利用促進を目的とする団体の見直し	平成19年10月に茨城県公共交通活性化会議が設立され、その設立趣旨には賛同しておりますが、県内には公共交通の利用促進などを目的とする団体が既に複数存在しており、公共交通の利用促進を県内全体で進めていくのであれば、既存の利用促進団体等を統合、発展させた組織とすることが合理的であり、そのことにより、県、市町村双方の負担が軽減されると考えられます。既存の利用促進団体については、これまでも、解散あるいは複数の団体の統合による運営の効率化が求められており、また、事業費の繰越金についての指摘がされていることもありますので、団体の統合等について十分検討する必要がありますと考えます。	既存の利用促進団体等の解散、統合による運営の効率化及び市町村負担金の軽減を図ってほしい。	企画課	<p>地域公共交通の活性化につきましては、各地域によって存在する多種多様な課題に的確に対応することが必要であることから、これまで、各鉄道路線の利用促進を図ることを目的として、沿線市町村の皆様を構成員とする団体が複数設置され、それぞれに地域の実情を踏まえた取り組みを行っております。</p> <p>一方、県内の公共交通関係者が一堂に会する「茨城県公共交通活性化会議」において、公共交通の維持確保に資する様々な取組を行うことにより、県民の公共交通の重要性に対する認識を効果的に高めることはもとより、会員相互の有効な取り組みに関する情報収集・交換や人的ネットワークの形成も促進されるものと考えております。</p> <p>地域公共交通の活性化を図るためには、地域ごとの団体と活性化会議とが、それぞれの機能に応じ適切に事業・役割を分担し、効率的な取り組みを行うことが重要であり、それぞれの団体における効率的・効果的な事業の実施について、今後とも構成市町村の皆様のご意見をいただきながら、検討・推進してまいりたいと考えております。</p>
7	茨城県公共交通活性化会議のあり方	茨城県公共交通活性化会議は、県内全市町村、県、交通事業者等を構成員として平成19年10月に設立された。構成員には、負担金が課せられたが、各市町村では予算化されていないために、補正あるいは流用の必要が発生した。これは、県からの提案が年度途中で突然されたためで、しかも県自体の予算措置はされていた。	新規に負担金が発生するものについては、当初予算で措置できるように提案の時期を考慮してもらいたい。どうしても年度途中で協議会等を立ち上げる場合には、市町村に負担が発生しない範囲で事業を計画願いたい。	企画課	<p>県内公共交通の維持確保が危機的状況にある中で、自治体の更なる負担増を避ける観点からも、地域公共交通の活性化については、緊急に取り組まなければならない課題と考え、この度、県内全市町村、交通事業者等のご参加をいただき「茨城県公共交通活性化会議」を設立したところです。</p> <p>会議設立に際しましては、市町村の皆様には補正予算の確保など、ご理解、ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。</p> <p>今後、新規に市町村の皆様にご負担いただく事業を計画する際には、皆様と事前に十分に協議させていただくよう努めてまいります。</p> <p>また、当会議の運営につきましても、市町村をはじめ、構成団体の皆様のご意見を十分に頂戴しながら、適正かつ効果的な事業実施を図ってまいります。</p>

No.	項目	問題点	改善要望	担当課	指摘に対する改善方策、対応等
8	高度処理型合併処理浄化槽設置事業補助金事務の見直し	湖沼・河川等の水質を保全するため、下水道による水質浄化が困難な地域において、高度処理型合併浄化槽を設置する場合、国、県及び市が、それぞれ1/3ずつ費用負担をして成り立っている補助事業である。しかしながら、県においては、市町村の財政力指数に応じて、補助金を減額していることから、市町村の過度な財政負担を招くとともに、当該事業の推進に支障を来している状況にある。	市町村の財政力指数に応じた補助金減額措置を撤廃すること。 【現行制度】 ・財政力指数0.75～1.0未満の市町村 ・県補助25%減額 ・財政力指数1.0以上の市町村 ・県補助100%減額 (当該事業は、国、県及び市町村協働により取り組んでいる事業であることから、県の財政事情もあるが、県だけが補助金を削減することは、当該事業の趣旨から許されるものではない)	廃棄物対策課	県の浄化槽の補助事業につきましては、平成13年度から、財政力指数に応じた補助金の制限を行ってまいりました。具体的には、財政力指数が1以上の市町村に対しては補助金の全額を、財政力指数が0.75以上1未満の市町村に対しては補助金の25%を削減してまいりました。 今般、これを見直し、補助金の削減割合を緩和して市町村の財政負担の軽減を図る制度を、平成20年度から開始する予定ですので、ご理解をお願いいたします。
9	浄化槽整備の現況調査の見直し	本市には、浄化槽設置件数が1300件あり、現況を把握するには、現地確認等を行なう必要がある。設置後の公共下水道の普及などあり、必ずしも全てについて現地調査の必要はないと思われるが、必要のないものを除くためには設置場所のデータを現在の住所の表示につきあわせるなどの膨大な作業が必要になる。この作業を進めるためには、電算処理、事務処理、現地調査など委託料、人件費等を含め相当量の事務コストが発生する。これだけの事務量の調査を1～2ヶ月の間に調査を依頼するのは無理がある。	前年度から十分な説明会を実施し、費用がかかるようなら県のほうで予算措置をお願いしたい。今後このような事務的コストがかかる調査依頼があるのであれば関係データ、資料等を提供するなどできる範囲で協力するので、県において業者に委託するなど他の方法を検討をお願いしたい。	廃棄物対策課	当該調査につきましては、下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の今後の整備区域、整備手法、整備スケジュールを定める「生活排水ベストプラン」を改定するにあたり、現在の浄化槽の整備状況の基礎データを収集することを目的に行ったものです。 この調査結果は「浄化槽台帳」として幅広く活用することができ、この台帳を適正に更新することで、次回のベストプランの改定及び各種調査への回答を効率的に行うことができますので、ご理解とご協力をお願いいたします。 なお、当該調査は、平成19年7月に説明会を開催のうえ実施しており、提出期限については個別の状況に応じて柔軟に対応しております。

	項目	問題点	改善要望	担当課	指摘に対する改善方策、対応等
10	野生動物の保護事務の見直し	<p>県知事は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、「鳥獣保護事業の実施に関する計画（鳥獣保護事業計画）」を定めており、鳥獣の保護政策は県の業務であり、一部鳥獣の捕獲許可が市町村に事務委任されている。</p> <p>野生動物の保護業務において、コブ白鳥などの渡り鳥等への餌の給餌問題や傷病動物の救護などの市民（県民）からの連絡窓口としては、直接県ではなく、市町村となっている。市町村においては、役所で土日、夜間、早朝などの緊急連絡体制を取っており、市民から傷病動物の連絡があれば、現地に出向かざるを得ない状況である。</p> <p>こうした中で、保護動物への対応について、県に確認とその指導を受けたくても、平日の昼間のみしか連絡はとれず、土・日、夜間、早朝時などにおける県の連絡体制が整備されていない。</p>	<p>土日、夜間、早朝時などにおける県の連絡窓口については、市民（県民）からの連絡を市町村で受けた場合に、事後対応の指導を行える体制を整備してほしい。</p>	環境政策課	<p>傷病鳥獣の救護は、環境大臣の定める基本指針及び県の鳥獣保護事業計画に基づき県が市町村、茨城県獣医師会等の協力を得ながら収容、治療、リハビリテーション等を行っているところではありますが、休日、夜間の救護については職員の勤務体制や指定動物病院の診療時間等の課題があります。</p> <p>しかしながら、近年鳥獣保護思想が普及し救護に対する県民のニーズも高いことから、出来る限り早期に休日等における連絡体制の確立に努めてまいります。</p>
11	戦没者遺族等に対する恩給、給付金等に関する事務の見直し	<p>対象者が多数いることから、一般業務が停滞。申請受付時に約1時間要する。</p> <p>事務に要する交付金がなく、対象者によっては関係書類等の内容が複雑であり、専門知識も必要である。</p>	<p>恩給等の支給事務は、郵便局であることから申請から支給まで一連の業務とし、行政機関での事務を廃止してほしい。</p>	長寿福祉課	<p>軍人・軍属及び戦没者の遺族等に対する年金、特別給付金等に関する請求書については、関係省令において市町村長、都道府県知事を順次経由して、裁定機関に提出するものと定められていますのでご理解をお願いいたします。</p> <p>なお、恩給の請求書については、市町村長を経ずに都道府県知事を經由して提出することとされています。</p>

項目	問題点	改善要望	担当課	指摘に対する改善方策、対応等
12 保育サービス補助金の交付方法の見直し	平成19年3月末に行なわれた担当者会議において補助事業に変更がある旨報告があったものの、同年7月まで本事業に係る要項改正の通知はなく、7月末に申請のための通知並びに要項制定の通知があった。本事業補助金は民間保育園に対するものであり、今通知を受けて、各保育園に対し要項改正を説明するが、民間保育園においては、保育所運営の人件費に大きく影響するものである。	本年度は補助割合を検討し、支給する方向で検討願いたい。	子ども家庭課	当該補助金は特別保育（国補事業）と連動するものであり、今年度は6月中旬の国からの要綱送付を受け、要綱の内容確認及び県の事務手続きを経て、7月中旬に当該補助金の交付要項を市町村あて送付するなど、事務の迅速化に努めております。 市町村におかれましては、特別保育の促進を図る当該補助金の趣旨にご理解いただき、保育サービスの充実に向け、引き続きご支援とご協力をお願いしたいと考えております。
13 次世代育成支援対策施設整備交付金に関する事務のあり方	次世代育成支援対策施設整備交付金については、国と市町村が整備費を助成する制度になっており、まず、市の財政計画や保育計画によって協議されるべきである。県の関与は、施設設置法人へ認定子ども園や助成制度に関する助言説明であって、市に対しては制度の技術指導や助言、さらには調整の役割を担うべきである。 同交付金については、ある園に対しては上記のような対応をし、別の園に対しては、県は「同交付金は関係がないので市と協議してほしい。」と、市には「県は関係が無いので国と協議してほしい。」と言うなど対応がまちまちである。	施設設置者からすると県が先行して技術的指導や積極的な支援をすると市町村だけが悪者になる。施設設置者に対しては、制度の助言や説明は積極的に行っていただきたいが、具体的な事例の場合は、早めに県と市町村間の連絡調整を行ってもらいたい。 保育所の認可及び「認定子ども園」の認定は、県条例に基づいている。施設の整備基準及び管理運営基準については、県が指導等をする分野である。市に対しては、次世代育成支援対策施設整備交付金の申請業務の中で、幼稚園と保育園の部分の共有部分の判断などを施設の認可や認定に携わっている県の関係機関が連携して調整機能を発揮願いたい。	子ども家庭課	各種事業の説明会は、基本的かつ重要な事項について、まず県内市町村へ説明させていただいております。 説明会后につきましても、各市町村の個別事情も考慮し、適宜相談等に対応させていただいております。 保育所の認可、認定こども園の認定、次世代育成支援対策施設整備交付金の申請等業務については、県関係各課、関係市町村との連携を一層強化してまいります。

			<p>次世代育成支援対策施設交付金については、市が申請者となるが技術的な助言指導を願いたい。</p> <p>① 上記③④については、市からの申し出により私学振興室及び子ども家庭課が連携して対応いただいた。しかしながら②の事項が発端となっているため、施設設置者が市に対して不信感を抱いていることが改善されないことがある。助言指導にあたり、口当たりの良い対応をすると市への不信感を招くことになる。市の財政事情や幼児施設数、また政治的問題などがあり、市側に事前の関係機関間の連携調整を願いたい。</p> <p>最近、県へ助言指導を求めても、県と市町村は「対等」の関係が先行し、「それは市町村の判断」「そちらの裁量で」などの回答が多い。地方分権一括法、また合併後に権限移譲された業務について、初めての業務だったり、慣れてなかったり、日ごろの業務追われて法解釈や運用に戸惑う場面が多々ある。特に小さな市では専門性が乏しいものがあるため、県の補完機能に期待する。</p>		
14	農地改良届出制度の見直し	農地改良届出については、農業者自らが農地を耕作しやすいよう良質な土（耕作土と同等以上）で埋立を行	農地改良届出については、他県でも取り扱っているように、その取り扱い面積を縮小すべき（1,000㎡	農政企画課 廃棄物対策課	農地改良行為については、面積制限を設けておりませんでした。が、平成19年3月28日付け県農林水産部長名通知『「農地の埋立等に関する農地法上の取扱いについて」の一部改正について』により、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例と

	<p>うものです。  しかしながら、農地改良と称して建設残土等による埋立が多く見受けられます。  現行の届出では、5,000㎡未満の農地改良については、農地法、県の埋立条例の規制を受けないものとなっています。届出制で埋立とは別扱いであり、土質の検査等は義務付けていないため、万一建設残土等が搬入されてもその規制が難しいものがあります。</p>	未満) と思います。		<p>の整合性を図って、農地面積が 5,000 ㎡未満であるものに限定したところです。面積制限を 1,000 ㎡未満にした場合、1,000 ㎡以上の農地改良行為については、農地法の一時転用許可が必要になり、農閑期における農地改良行為の時期を失することとなる場合も考えられますので、取扱い面積の縮小については、今後農地改良行為の実施状況を見ながら、検討してまいります。また、農地改良行為については、農地を改良するために自ら行い（請負は可）、従前の作土と同等以上の土を用いるものとしており、建設残土の場合は農地からのもの及び土地改良事業等公共事業からのもの（同一市町村及び隣接市町村のもの）に限定されておりますので、各市町村におかれましては、適切な対応をお願いいたします。</p>	
17	<p>国庫補助事業  土木事務所  審査の見直し</p>	<p>国庫補助事業の実施に当たっては、各種工事・委託の発注や用地買収の実施前に所管土木事務所の審査を受けているが、国庫補助の制度上必要とされているわけではない。さらに、交付申請や繰越申請時においても土木事務所を経由しているが、厳密に内容を審査するわけではなく、担当が不在の場合には代理の職員が受領し、処理している状況であるため、形骸化していると言わざるを得ない。</p>	<p>土木事務所における審査の廃止。或いは、一定規模以上の市の対象からの除外をお願いしたい。</p>	<p>都市整備課  公園街路課</p>	<p>国庫補助事業の実施にあたり、「補助金等に係わる予算の執行の適正化に関する法律」により、国から県へ委任を受け、設計審査を行うこととしています。  また、土木事務所では、管内市町村の計画や事業の情報収集や、会計検査時等における連絡調整を密にする必要があることから、今後とも設計書等の審査を実施してまいりますので、ご理解をお願いいたします。  なお、区画整理事業、再開発事業では、平成19年度より当該審査の意義、適正な期間、様式等について定め、各土木事務所長及び各市町村長あてそれぞれ通知したところです。</p> <p>区画整理事業（H19年4月2日付け都整第434-1号にて都市整備課長より各市町村長あて）、再開発事業（平成19年6月26日付け都整第87号にて都市整備課長より各市町村長あて）では、H19年度より知事あての全ての文書について、土木事務所経由手続きを廃止する旨の通知を行いました。  街路事業では、平成20年度から、設計審査を伴わない補助申請書などの軽微な変更については、土木事務所経由を廃止します。</p>



No.	項目	問題点	改善要望	担当課	
18	アスベスト補助要綱制定のあり方	国からの要請を受けつつも、民間に対するアスベスト補助要綱を予算がないことを理由に制定することがなかったにも関わらず、本年度になって市町村の意見・要望も聞かないまま要綱の制定に至った。要綱を定めた後、市町村に対し、文書で補助要綱ができたこと、活用して貰いたいなどの正式な文書は一切受け取っていない。(口答による依頼のみ)	県の単独補助ではない補助に関する要綱等の策定にあたっては、市町村等の要望を十分に踏まえ、協議してから定めて頂きたい。 要綱の策定があったことを知らせる文書等、事務手続きをきちんと踏んで頂きたい。	建築指導課	県では民間建築物のアスベスト対策を進めるため、平成19年度当初に民間建築物アスベスト対策緊急助成事業を創設しました。国の制度を活用して民間建築物のアスベスト対策を進めるにあたり、市町村の負担軽減が課題であるとの指摘があったことからこの制度を創設したのですが、本制度は市町村に新たな負担を求めるものではなく、逆に市町村の負担を軽減するための制度であることから、特に意見の聴取等は行なわなかったところです。 県制度の周知については、予算確定時期に電話等により情報提供を行ったうえ、年度当初の会議において説明等を行い、その後も各種会議の場を活用して制度周知と民間建築物対策の依頼を行っているところです。 なお、アスベスト対策等の新たな行政課題については、市町村での担当課が建築行政担当以外であったり、担当が確定していない状況等もあり、必要な情報が担当課へ速やかに伝わらない状況もあると思われまますので、担当課の速やかな決定や、会議に出席した方等が必要に応じ担当部局へ情報提供を行うこと等により、早急な対応ができる体制の整備をお願い致します。
19	土地区画整理事業における県事務費のあり方	組合等が施行する土地区画整理事業に対する補助金については、県が国と市町村から負担金を徴収し、「県事務費」を差し引いたうえで補助対象者(組合等)に補助金を交付しているが、「県事務費」の根拠が明確でないうえに、そもそも多額の事務費を徴収するほどの事務量が発生しているとは考えづらい。	「県事務費」の廃止或いは減額、でなければ根拠の明確化をしてほしい。	都市整備課	組合等施行の土地区画整理事業に対する補助は、間接補助であり、県は国、県、市町村等の予算を併せて、組合等に補助しております。県で使用する事務費は補助事業執行のために実施する交付申請書の審査、額の確定等に必要な経費であり、旅費、庁費及び人件費のみであります。事務費の算出方法については国土交通省都市・地域整備局所管国庫補助金交付申請等要領に定める事務費率に基づき算出しております。

No.	項目	問題点	改善要望	担当課	指摘に対する改善方策、対応等
20	公共・農集排類似会議の設定のあり方	公共と農集排の違いにより会議が別々に開催されているが、市の事務分掌は同じ下水道課となっており、出張の回数や出席者の調整が大変である。	内容的に両会議とも接続率向上に関しての会議であるので、公共、農集排合同の会議としてほしい。	下水道課 農村環境課	水洗化向上等の取り組みは、土木・農林水産両部が本年度重点的に進める施策として位置づけ、市町村と一体となって進めることとしており、それぞれ特定の市町村を対象として会議を開催しております。 このため、それぞれの部での取組で対象市町村が重なることはほとんどないものと考えておりました。 ご指摘を踏まえ、今後水洗化向上等の施策の推進に当たりましては、両部で一層情報交換等出来る限り連携して進めてまいります。 なお、今回の検討会は、基本的に特定市町村だけを対象としており、一定の成果を上げることで翌年には検討会には参加しなくても済むような内容としておりますので、ご理解・ご協力をお願い致します。
21	下水道事業各種調査の見直し	所管課が異なるほぼ同内容の調査等の依頼を受けることがある。 この調査報告に多くの時間を費やすことになる。  地方公営企業決算状況調査（市町村課） 下水道施設等実態調査（下水道課）	ベースとなる調査報告を取り寄せ、県各課が共有できるシステムを構築することで、重複する調査等を減らしてほしい。	下水道課 市町村課	地方公営企業決算状況調査（総務省）は、市町村の公営企業の決算状況を把握し、健全経営の基礎資料とするものであるのに対し、下水道施設等実態調査（国土交通省）は、公共下水道、流域下水道の計画、施設及び維持管理状況を把握し、下水道行政の適正化を図るための資料とするものであって、両者は一部重複しているものの、それぞれ目的を異にしているため、調査項目も大きく異なります。 また、両調査に係る媒体は互換性のないものであり、情報共有システムの構築については現在のところ困難ですので、調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。
22	下水道事業に関する各種調査の見直し	下水道事業に関する調査・資料の提出依頼が多すぎる。県独自の調査（本庁・出先機関・関係団体）及び国から県に依頼された調査案件を、その都度、報告期限付きで、各自治体へ依頼している。末端自治体は限られた事務体制のなかで、事務事業を執行しており、類似した調査案件が頻繁に発生し、事務の負担となっている。	各自治体は、業務統計及び各種指定された内容で、事業状況を県に提出しています。県は、独自の調査及び国から依頼された調査案件の作成については、各自治体から提出した関係資料を、なるべく多く活用していただきたい。各自治体は、定員削減・事務削減の改善のなかで、県からの調査件数は増加の一方である	下水道課	調査等につきましては、ほとんどが国からのものであり提出期限も短いことから、このような問題が生じたものと考えます。 これらのご意見を踏まえ、国に対し改善を要望して参ります。 県独自の調査につきましては、類似調査を避けるため既存の関係資料を活用し、類似調査の頻発防止を図り、極力調査件数を少なくしたいと考えております。

No.	項目	問題点	改善要望	担当課	指摘に対する改善方策、対応等
26	補助申請ヒアリングのあり方	補助事業に関して補助金を申請しようとする場合、土木事務所管内ごとにヒアリングが行われているが、ヒアリング対象事業が多いため市町村職員や県土木職員が入り乱れ、そのうえ受付がないことから今どこの市町村等がヒアリング中なのか不明である。また、待ち時間が長い。数年前には、市町村会館にてヒアリングを受けたとき夕方5時までしか借りていないとの事で県庁に移動して再ヒアリングを受けた事もある。	県は事前に要望対象市町村を把握しているわけであり、市町村ごとに時間指定ができないか。また、土木事務所とは別の日に行うことができないか。	道路建設課 道路維持課	現在は、市町村を午前、午後のグループに分けてヒアリングを行っております。 今後は、ご指摘も踏まえながら市町村ごとの時間指定やヒアリング会場の用意に努めるなどしてヒアリングを円滑に行って参りますのでご理解をお願いいたします。
No.	項目	問題点	改善要望	担当課	指摘に対する改善方策、対応等
27	児童生徒の事故報告の見直し	市立小中学校の児童生徒にかかる事故があった場合、管理内外を問わず教育事務所に報告することになっており、児童生徒が骨折した場合、事故の程度がそれ程でなくても救急車で搬送した場合や、それより重大な内容について、先ずファックスによる報告をし、後日、正式な報告を求められる。また、ファックスによる報告が遅れた場合には、遅れないように指導される。報告しても、県が助言、指導するケースはほとんどなく、市教育委員会が対応している。根拠法令と思われる地方教育行政の組織及び運営に関する法律第53条も「・・・都道府県教育委員会は、・・・	報告の目的、理由、報告した内容の用途が明確でなく、県としての必要性が分からないが、学校管理内については重大な内容の報告にとどめてほしい。また、帰宅後や土・日曜日の家庭等における学校との因果関係がない事故については、報告書の提出義務はないのではないか。家庭の責任を明確にする観点からも、報告書は提出させない方向で改善していただきたい。どちらにしても、報告する内容の基準を示してほしい。現行どおりの報告内容が必要であるとすれば、緊急な内容を除き報告を急ぐ必要性は感じられないので、報	義務教育課	学校事故報告については、集計・分析を行って今後の事故の対応に活用したり管理訪問等での注意事項として学校管理運営上有効に活用しております。また、緊急かつ重大な事項については各学校への注意喚起を随時行っておりますほか、助言、指導については必要に応じて実施しているところです。 なお、事故報告は、市町村教育委員会が学校から提出されている報告を基に、必要項目等をFAXで速報していただいております。これらの内容については市町村教育委員会においても早急な把握が必要な事項と想定され、学校の負担が過重であるとして軽減するようなものではないと思われま

	必要な調査を行うことができる。」という任意規定になっており、どういう目的、理由で報告を求められるかが明確でない。学校は、多忙な中で事故報告書を作成しており、市教育委員会への報告だけであれば簡略化することも検討できる。生徒指導上の事故についても同様である。	告時期については改善していただきたい。 ※他の課が担当する、教職員の事故、施設・設備の損壊、盗難等、学校管理上の事故についても、同様のことが言える。		と関連のないと判断された事件・事故については、当然ながら県への情報の提供はもちろん必要ないものと考えます。 また、正式な報告については、事故報告の後日の対応等の把握のためであり、学校・市町村の早期な報告をお願いしているものであり、提案のとおり緊急又は重要な事故・事件以外は学校・市町村教育委員会の判断に委ねていく方向で改善して参ります。	
28	「いばらき教育の日・教育月間」における取り組みのあり方	いばらき教育の日教育月間の取り組みを企業等に働きかけることを依頼されたが、通知を受けたのが10月30日で月間の直前であった。また、働きかける対象も庁舎の周辺事業所(商店、コンビニ、飲食店を含む)としたこと及び実績報告まで求めていることに問題がある。	外部へ働きかける場合は、日程を考慮すべき。働きかける対象、内容について、ポスターやチラシを作成するなど効果を考慮して検討すべき。	教育庁 企画広報室	本年度は、従来のポスターやリーフレット、広報紙等による広報に加えて、事業所等に直接働きかけを行うこととし、各市町村にも同様のご協力をお願いしたところ。依頼の時期が教育月間の直前になってしまい、ご負担をおかけすることとなり恐縮しております。 働きかけの対象については、短期間であることから、庁舎周辺という近くの事業所への働きかけをお願いしたものです。おかげさまで、商店や飲食店など、一般の方の目に入る所にもポスターを掲示いただくことができ、県民に対して一層の周知ができたものと考えております。 実績報告については、事業所では実際にどのような取組ができるかを把握したいと考え依頼したのですが、そのあり方については検討してまいります。おかげさまで、多数の事業所へ働きかけを行うことができました。 さらに、働きかけの内容についても、対象に応じた分かりやすいチラシの作成など、より効果を上げられるよう検討してまいります。本年度の成果や課題を踏まえ、次年度は日程などご指摘いただいた事項等について十分検討して、教育の日・教育月間の取組を円滑に推進してまいりますので、引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。